

塗装工事契約書

本契約は、以下の内容に基づき締結されます。

第1条 (契約の目的)

甲（発注者）および乙（受注者）は、本契約に基づき、甲が指定する場所の塗装工事を乙が実施し、甲はその対価を乙に支払うことを約束します。

第2条 (工事内容)

- 工事名称：
- 工事場所：
- 工事期間：自 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 工事内容：以下の通りとする。
 - 塗装箇所：
 - 使用材料：
 - 作業工程：下地処理 → 下塗り → 中塗り → 上塗り (○をつける)
 - 仕上がり：外観の色むらがらないこと、塗膜の剥がれがらないこと

第3条 (契約金額および支払い条件)

- 契約金額：金 円 (税込)
- 支払方法：現金 / 銀行振込 (振込手数料は甲の負担とする) (○をつける)
- 支払期限：工事完了後、引渡し確認後 日以内
- 中間金の取り決め：着工時に金 円、完工時に金 円

第4条 (工事の変更・追加)

- 工事内容の変更や追加工事が発生した場合、甲乙協議の上、合意した内容に基づき追加費用を請求するものとする。
- 追加工事の内容および金額については、甲の承諾を得た後に実施するものとする。

第5条 (工事の検査および引渡し)

- 工事完了後、乙は甲に通知し、甲は速やかに検査を行うものとする。
- 検査完了後、甲の承認をもって引渡しが完了する。
- 引渡し後の不備については、引渡し日から7日以内に対応するものとする。

第6条 (保証およびアフターサービス)

- 乙は、引渡し日より 年間、通常の使用において発生した施工不良について無償で対応する。
- 以下の場合、保証は適用外とする。
 - 自然災害、火災、地震、台風等の不可抗力による損害
 - 第三者の行為や過失による乙の管理外での損害
 - 経年劣化や通常の使用による劣化

第7条 (責任および損害賠償)

- 乙の施工ミスや瑕疵により発生した損害について、乙は速やかに対応し、修復対応を行うものとする。
- 工事内容に起因する事故や第三者への損害について、乙が責任を負うものとする。

第8条 (不可抗力)

天災地変、火災、地震、台風、その他予測不可能な事態により工事が中断した場合、甲乙協議の上、工期の延長または契約内容の見直しを行う。

第9条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に知り得た情報を、第三者に開示しないものとする。

第10条 (契約の解除)

以下の場合、甲乙のいずれかが契約を解除できる。

- 一方が本契約に違反し、相違期間内に是正されない場合。
- 相手方が倒産、経営破綻した場合。
- 工事が正当な理由なく期限内に完了しない場合。

第11条 (通知)

甲および乙は、住所または連絡先の変更があった場合、速やかに相手方に通知するものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、甲乙誠実に協議し、解決を図るものとする。

第13条 (管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書は2通作成し、甲乙それぞれが署名捺印、各1通ずつ保管する。

【署名・捺印欄】

作成日： 年 月 日

甲（発注者）：

住所：

電話番号：

署名： ⑩

乙（受注者）：

会社名：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

署名： ⑩